

4. 税制上の減免措置

事 項	内 容	根拠法令
障害者控除 (所得税)	居住者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合には所得金額から次の金額を控除する。 ○一般の障害者1人につき27万円 ○特別障害者1人につき40万円	所得税法 § 79
同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例 (所得税)	特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族が居住者やその配偶者もしくは居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者である場合は、配偶者控除及び扶養控除として通常の控除額に35万円を加算した金額を所得金額から控除する。	租税特別措置法 § 41の16-1
障害者控除 (住民税)	納税義務者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合には所得金額から次の金額を控除する。 ○一般の障害者1人につき26万円 ○特別障害者1人につき30万円	地方税法 § 34-1-⑥ § 314の2-1-⑥
同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例 (住民税)	特別障害者が納税義務者又は納税義務者と生計を一にする親族等のいずれかとの同居を常況としている場合には、配偶者控除として56万円(70歳以上の場合61万円)を、扶養控除として1人につき56万円(特定扶養親族及び70歳以上の父母などである場合68万円)を所得金額から控除する。	地方税法 § 34-4 § 34-5 § 314の2-4 § 314の2-5
障害者等の非課税限度額 (住民税)	障害者等であって前年中の合計所得金額が125万円以下の者については、住民税を課さない。	地方税法 § 24の5-1-② § 295-1-②
心身障害者扶養共済制度によって受ける年金等の非課税 (所得税)	心身障害者扶養共済制度に基づく年金及び弔慰金について非課税とする。	所得税法 § 9-1-③ハ 同施行令 § 20-2
心身障害者扶養共済制度の年金の受給権に係る相続税・贈与税の非課税	心身障害者扶養共済制度の年金及び弔慰金の受給権については相続税・贈与税を課さない。	相続税法 § 12-1-④ § 21の3-1-⑤ 同施行令 § 2の2
相続税の障害者控除	障害者が相続により財産を取得した場合、当該障害者が、85歳に達するまでの年数に6万円(特別障害者については12万円)を乗じた金額を税額から控除する。	相続税法 § 19の4
特別障害者に対する贈与税の非課税	特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に係る信託受益権のうち、6,000万円まで(特別障害者以外のものにあつては、3,000万円)までの部分については、贈与税を課さない。	相続税法 § 21の4

事 項	内 容	根拠法令
重度の視力障害者のあん摩、はり等医業に類する事業に対する事業税の非課税	重度の視力障害者（失明者又は両眼の視力0.06以下の者）があん摩、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、事業税は非課税とする。	地方税法 §72の2-10-⑤ 同施行令 §13
個人事業税の減免	① 身体障害者本人が事業を行う場合、事業の事業所得の区分に応じ、個人事業税を減免する。 ② 特別障害者又は特別障害者を扶養している者が事業を行う場合、個人事業税を減免する。	地方税法 §72の62 富山県税条例 §71 同施行規則 §43の2
自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免	① 身体障害者等が取得し、又は所有する自動車等で、身体障害者等自身が運転するもの又は身体障害者等の通勤等のためにその生計同一者若しくは常時介護者が運転するものについては、自動車税、軽自動車税、自動車取得税を減免する（事業用は除く）。 ※自動車税、自動車取得税には減免上限額あり。 ② 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車等については、自動車税、軽自動車税、自動車取得税を減免する。 ③ 身体障害者等の利用に供する超低床型バスについては、自動車取得税を構造変更に必要な金額に税率を乗じて得た金額だけ減免する。	地方税法 §162 §454 §699の17
心身障害者扶養共済制度に係る掛金の控除（住民税）	心身障害者扶養共済制度に係る掛金を所得金額から控除する。	地方税法 §34-1-④ハ §314の2-1-④ハ 同施行令 §7の14の3 §48の7-2
身体障害者用物品の非課税（消費税）	義肢、盲人安全つえ、特殊寝台、改造自動車等身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け等は非課税とする。	消費税法 §6 別表第1 同施行令 §14の4
社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等の非課税（消費税）	障害者総合支援法に基づく障害者支援施設を営む事業、障害福祉サービス事業等として行われる資産の譲渡等は非課税とする。	消費税法 §6 別表第1 同施行令 §14の3
ゴルフ場利用税の非課税	障害者等がゴルフ場を利用する場合はゴルフ場利用税は非課税とする。	地方税法 §75の2